

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 7 年 9 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（令和 4 年前橋市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（排水設備等の設置義務）

第 5 条 農業集落排水処理施設にし尿及び家庭雑排水を流入させようとする建築物の所有者は、取付管（排水設備から農業集落排水処理施設に接続するための排水管をいう。以下同じ。）を設置しなければならない。

2 前項の規定により取付管を設置した者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 6 条の見出し中「排水設備」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「又は改築（次条において「新設等」という。）」を「若しくは改築（次条において「新設等」という。）又は取付管の新設若しくは増設」に、「の設置及び」を「又は取付管の設置又は」に改め、同条第 2 項中「申請者は、同項の」を「申請書を提出した者は、当該」に改める。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に、「利用を」を「使用を」に、「休止し」を「中止し」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定、第 7 条にただし書を加える改正規定及び第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に前橋市農業集落排水事業分担金条例を廃止する条例（令

和 7 年前橋市条例第 号) による廃止前の前橋市農業集落排水事業分担金条例
(平成 1 1 年前橋市条例第 3 7 号) 第 3 条の規定により受益者となった者に係る
取付管の設置については、なお従前の例による。